

# 条例議案の概要

—令和2年6月定例会—

## 目 次

議案第 74 号	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について	1
議案第 75 号	盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について	28
議案第 76 号	盛岡市産業支援センター条例等の一部を改正する条例について	31
議案第 77 号	盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	35
議案第 78 号	盛岡市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例について	40
議案第 79 号	盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について	42
議案第 80 号	盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について	45
議案第 81 号	盛岡市東中野財産区管理会条例及び盛岡市東中野，東安庭，門財産区管理会条例の一部を改正する条例について	49

議案第 74 号

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、所有者の存在が不明である固定資産に係る固定資産税を課する者及び固定資産の現所有者の申告の手続き並びに個人市民税を非課税とする者の要件を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

- ア 個人の市民税の非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加する。
- イ 所得控除について、ひとり親控除を追加する等の所要の措置を行う。

(2) 延滞金関係

延滞金の割合について、法人市民税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合を年 0.5%引き下げるほか法令改正に伴う引用条項の整備等を行う。

(3) 固定資産税関係

ア 使用者を所有者とみなす制度について

(ア) 災害等の事由により所有者が不明の場合、使用者を所有者とみなして課税できる現行の規定に、使用者への事前通知を要件に加える。

(イ) 災害以外の事由において、一定の調査を尽くしても所有者が一人も明らかにならない場合、使用者への事前通知を行ったうえで使用者を所有者とみなして課税できる規定を新たに追加する。

イ 現に所有している者の申告の制度化について

(ア) 登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者（以下「現所有者」という。）の申告に係る現行の規定について、申告の期限等を改める。

(イ) (ア) の現所有者の不申告に関する罰則の内容を、現行の不申告に関する過料の規定に盛り込む。

(4) 市たばこ税関係

軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、令和2年10月1日から2段階で見直しを行う。

施行期日	改正内容(1本当たりの重量について)
令和2年10月1日	0.7グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算
令和3年10月1日	1グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算

(5) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るための特例措置関係

ア 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続において、地方税法の規定において条例に委任している申請書等の訂正期限を定める。

イ 新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する令和3年度の固定資産税及び都市計画税について、対象期間の売上高が前年と比べて30%以上減少している中小事業者等に対し、零又は2分の1に軽減する特例措置を講ずる。

※令和2年2月から10月までの任意の連続する3箇月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	零

ウ 新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例に係る特例割合を零と定める。

エ 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6月延長する。

オ 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例措置を講ずる。

カ 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例措置を講ずる。

3 施行期日

- (1) 2-(3) ア及び2-(5) ア, イ, ウ, エ 公布の日
- (2) 2-(3) イ 公布の日から起算して2月を経過した日
- (3) 2-(4) 令和2年10月1日, 令和3年10月1日
- (4) 2-(1), 2-(2), 2-(5) オ及びカ 令和3年1月1日

【第1条】盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">○盛岡市市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年9月1日条例第16号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;"><b>令和2年6月 日条例第 号</b></p> <p style="text-align: center;">盛岡市市税条例</p> <p>目次及び第1条から第26条まで 略 (個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第45条の8の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は<b>ひとり親</b>（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第28条から第36条まで 略 (所得控除)</p> <p>第36条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、同条第1項及び第3項から<b>第11項</b>までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除</p>	<p style="text-align: center;">○盛岡市市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年9月1日条例第16号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">盛岡市市税条例</p> <p>目次及び第1条から第26条まで 略 (個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第45条の8の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は<b>寡夫</b>（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第28条から第36条まで 略 (所得控除)</p> <p>第36条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、同条第1項及び第3項から<b>第12項</b>までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除</p>

改正後	改正前
<p>額、<b>寡婦控除額、ひとり親控除額</b>、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、<b>第6項及び第11項</b>の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第36条の3から第37条まで 略 (市民税の申告等)</p> <p>第38条 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与」と総称する。）又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは<b>法第314条の2第4項</b>に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第36条の6第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）</p>	<p>額、<b>寡婦（寡夫）控除額</b>、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、<b>第7項及び第12項</b>の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第36条の3から第37条まで 略 (市民税の申告等)</p> <p>第38条 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与」と総称する。）又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは<b>法第314条の2第5項</b>に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第36条の6第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）</p>

改正後	改正前
及び第27条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。	及び第27条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。
2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により市長が定める。	2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により市長が定める。
3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。	3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。
4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。	4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。
5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。	5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。
6 第26条第1項第1号に掲げる者は、第36条の6第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。	6 第26条第1項第1号に掲げる者は、第36条の6第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。
7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所	7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所

改正後	改正前
得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。	得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。
8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第26条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。	8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第26条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第26条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。	9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第26条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。
10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第26条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。	10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第26条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。
第38条の2から第45条の18まで 略 （固定資産税の納税義務者等）	第38条の2から第45条の18まで 略 （固定資産税の納税義務者等）
第46条 固定資産税は、固定資産（土地、家屋及び償却資産をいう。以下固定資産税について同じ。）に対し、その所有者（質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同じ。）に課する。	第46条 固定資産税は、固定資産（土地、家屋及び償却資産をいう。以下固定資産税について同じ。）に対し、その所有者（質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同じ。）に課する。
2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律	2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律

改正後	改正前
<p>(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同じ。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなつているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 第1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</p> <p>5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</p> <p>6 農地法(昭和27年法律第229号)第45条第1項若しくは農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農地法第78条第1項の規定により農林水産大臣が管理する土地又は旧相続税法(昭和22年法律第87号)第52条、相続税法(昭和25年法律第73号)第41条、所得税法の一部を改正する法律(昭和26年法律第63号)による改正前の所得税法第57条の4、戦時補償特別措置法(昭和21年法律第38号)第23</p>	<p>(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同じ。)として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなつているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 第1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。</p> <p>5 農地法(昭和27年法律第229号)第45条第1項若しくは農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農地法第78条第1項の規定によつて農林水産大臣が管理する土地又は旧相続税法(昭和22年法律第87号)第52条、相続税法(昭和25年法律第73号)第41条、所得税法の一部を改正する法律(昭和26年法律第63号)による改正前の所得税法第57条の4、戦時補償特別措置法(昭和21年法律第38号)第23</p>

改正後	改正前
<p>条若しくは財産税法(昭和21年法律第52号)第56条の規定により国が収納した農地については、買収し、又は収納した日から国が当該土地又は農地を他人に売り渡し、その所有権が売渡しの相手方に移転する日までの間は、その使用者をもつて、その日後当該売渡しの相手方が登記簿に所有者として登記される日までの間は、その売渡しの相手方をもつてそれぞれ第1項の所有者とみなす。</p> <p>7 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分公告の日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又</p>	<p>条若しくは財産税法(昭和21年法律第52号)第56条の規定によつて国が収納した農地については、買収し、又は収納した日から国が当該土地又は農地を他人に売り渡し、その所有権が売渡しの相手方に移転する日までの間は、その使用者をもつて、その日後当該売渡しの相手方が登記簿に所有者として登記される日までの間は、その売渡しの相手方をもつてそれぞれ第1項の所有者とみなす。</p> <p>6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によつて管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分公告の日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又</p>

改正後	改正前
<p>は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。</p> <p>8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>（現所有者の申告）</p> <p>第46条の2 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び第65条において同じ。）は、現所有者であることを知つた日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）</p> <p>（2）土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</p> <p>（3）その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p> <p>第47条から第64条の3まで 略 （固定資産に係る不申告に関する過料）</p> <p>第65条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第64条の2若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が第</p>	<p>は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。</p> <p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>（登記簿に登記されていない所有者の申告）</p> <p>第46条の2 前条第2項後段の規定の適用を受ける所有者は、市長の定めるところにより、次に掲げる事項について1月31日までに、市長に申告をしなければならない。</p> <p>（1）当該所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該申告をする者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しないものにあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>（2）当該固定資産の種類及び所在</p> <p>（3）その他必要な事項</p> <p>第47条から第64条の3まで 略 （固定資産に係る不申告に関する過料）</p> <p>第65条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第64条の2又は法第383条の規定によつて</p>

改正後	改正前																												
<p>46条の2の規定により申告すべき事項について、正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対して10万円以下の過料に処する。</p> <p>2 前項の過料の額は情状により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p> <p>第66条から第85条の2まで 略 （たばこ税の課税標準）</p> <p>第86条 たばこ税の課税標準は、第84条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第90条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 葉巻たばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>3 かぎ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に100分の60を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に100分の40を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換</p>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア 葉巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム	<p>申告すべき事項について、正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対して10万円以下の過料に処する。</p> <p>2 前項の過料の額は情状により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p> <p>第66条から第85条の2まで 略 （たばこ税の課税標準）</p> <p>第86条 たばこ税の課税標準は、第84条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第90条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 葉巻たばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>3 かぎ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に100分の60を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に100分の40を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換</p>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア 葉巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2グラム
区分	重量																												
1 喫煙用の製造たばこ																													
ア 葉巻たばこ	1グラム																												
イ パイプたばこ	1グラム																												
ウ 刻みたばこ	2グラム																												
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																												
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム																												
区分	重量																												
1 喫煙用の製造たばこ																													
ア 葉巻たばこ	1グラム																												
イ パイプたばこ	1グラム																												
ウ 刻みたばこ	2グラム																												
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																												
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム																												

改正後	改正前
<p>算した紙巻たばこの本数に100分の40を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごと</p>	<p>算した紙巻たばこの本数に100分の40を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごと</p>

改正後	改正前
<p>の1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第84条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。</p> <p>第87条から第150条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第3条まで 略</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p>	<p>の1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第84条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。</p> <p>第87条から第150条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第3条まで 略</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p>

改正後	改正前
<p>第3条の2 当分の間、第16条、第43条の2第2項、第45条の5第5項、第45条の6第2項、第45条の18第2項、第63条の2第2項、第90条第5項、第93条第2項、第118条の10第2項、第118条の13第2項及び第126条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては、その年 における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>2 当分の間、第45条の7の2第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年 における当該加算した割合とする。</p> <p>（納期限の延長に係る延滞金の特例）</p> <p>第3条の3 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第45条の7の2第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規</p>	<p>第3条の2 当分の間、第16条、第43条の2第2項、第45条の5第5項、第45条の6第2項、第45条の18第2項、第63条の2第2項、第90条第5項、第93条第2項、第118条の10第2項、第118条の13第2項及び第126条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合 中においては、年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に 年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>2 当分の間、第45条の7の2第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中 においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合 とする。</p> <p>（納期限の延長に係る延滞金の特例）</p> <p>第3条の3 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第45条の7の2第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規</p>

改正後	改正前
<p>定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第45条の7の2の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第45条の7の2第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 前項に規定する「申告基準日」とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日（その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。</p> <p>第3条の3の2から第7条まで 略 （読替規定）</p> <p>第7条の2 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第51条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は 附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、2分の1と</p>	<p>定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第45条の7の2の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第45条の7の2第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 前項に規定する「申告基準日」とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日（その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。</p> <p>第3条の3の2から第7条まで 略 （読替規定）</p> <p>第7条の2 法附則第15条から第15条の3の2まで の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第51条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、2分の1と</p>

改正後	改正前
<p>する。</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>3 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第34項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第38項に規定する割合は、3分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第39項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第41項に規定する割合は、零とする。</p> <p>17 法附則第15条の8第2項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>18 法附則第62条に規定する割合は、零とする。</p>	<p>する。</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>3 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第34項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第38項に規定する割合は、3分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第39項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第41項に規定する割合は、零とする。</p> <p>17 法附則第15条の8第2項に規定する割合は、3分の2とする。</p>

改正後	改正前
<p>第7条の3から第12条の2まで 略 (軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第12条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第13条第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第73条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>第12条の4から第15条の2まで 略 (読替規定)</p> <p>第15条の3 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第20項、第22項、第24項、第29項、第37項から第39項まで、第42項若しくは第44項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p> <p>第16条から第21条まで 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第22条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を</p>	<p>第7条の3から第12条の2まで 略 (軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第12条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第13条第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第73条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>第12条の4から第15条の2まで 略 (読替規定)</p> <p>第15条の3 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第20項、第22項、第24項、第29項、第37項から第39項まで、若しくは第44項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>第16条から第21条まで 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第22条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、若しくは第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を</p>

改正後	改正前
<p>課する。</p> <p>2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第24条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得</p>	<p>課する。</p> <p>2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第24条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得</p>

改正後	改正前
<p>金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第22条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に規定する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 48万円</p> <p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住</p>	<p>金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第22条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に規定する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 48万円</p> <p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住</p>

改正後	改正前
<p>宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第23条から第25条の5まで 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)</p> <p>第26条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第22条第1項の譲渡所得を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額を」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額を」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又</p>	<p>宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第23条から第25条の5まで 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)</p> <p>第26条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第22条第1項の譲渡所得を有する場合における第140条及び第147条の規定の適用については、第140条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額を」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額を」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又</p>

改正後	改正前
<p>は附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第147条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)</p> <p>第27条 前条の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第24条第1項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前条中「附則第22条第1項」とあるのは「附則第24条第1項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>第28条から第39条まで 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p>第40条 第12条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和2年条例第 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中盛岡市市税条例第46条の改正規定並びに同条例附則第7条の2、第7条の2の2、第12条の3、第15条の3及び第40条の改正規定並びに第3条並びに附則第5条、第9条及び第10条の規定 公布の日</p> <p>(2) 第1条中盛岡市市税条例第46条の2及び第65条第1項の改正規定並びに附則第6条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日</p> <p>(3) 第1条中盛岡市市税条例第86条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第7条の規定 令和2年10月1日</p> <p>(4) 第1条(前3号に掲げる改正規定を除く。)並びに第2条中盛岡市</p>	<p>は附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第147条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第22条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)</p> <p>第27条 前条の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第24条第1項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前条中「附則第22条第1項」とあるのは「附則第24条第1項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>第28条から第39条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

改正後	改正前
<p>市税条例附則第7条の2、第7条の2の2及び第15条の3の改正規定並びに同条例附則第40条の次に2条を加える改正規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日</p> <p>(5) 第2条中盛岡市市税条例第36条第2項ただし書の改正規定及び附則第8条の規定 令和3年10月1日</p> <p>(6) 第2条(前2号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日 (延滞金に関する経過措置)</p> <p>第2条 第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第3条 新条例第27条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第36条の2及び第38条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第38条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第26条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。</p> <p>第4条 附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「6号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税</p>	

改正後	改正前
<p>法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が6号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。</p> <p>2 6号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が6号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び6号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が6号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。 (固定資産税に関する経過措置)</p> <p>第5条 新条例第46条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第46条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>第6条 新条例第46条の2及び第65条第1項の規定は、第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に地方税法(昭和25年法律第226号)第384条の3に規定する現所有者であることを知った者について適用し、同日前に同条に規定する現所有者であることを知った者については、なお従前の例による。 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。</p>	

改正後	改正前
<p>第8条 附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>(都市計画税に関する経過措置)</p> <p>第9条 新条例附則第15条の3の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に関する経過措置)</p> <p>第10条 新条例附則第40条の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に法附則第59条に規定する申請を行った者について適用する。</p>	

【第2条】盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年9月1日条例第16号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和2年6月 日条例第 号</p> <p>盛岡市市税条例</p> <p>目次及び第1条から第15条まで 略</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第16条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第45条の2、第45条の2の2若しくは第45条の2の5（第45条の13の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第45条の4の4第1項（第45条の4の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第45条の5第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第45条の13、第58条、第74条の5第1項、第76条第2項、第90条第1項若しくは第2項、第94条第2項、第118条の10第1項、第123条第3項又は第144条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに定める期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書により納付し、又は納入書により納入しなければならない。</p> <p>(1) 第41条、第45条の2、第45条の2の2若しくは第45条の2の5、第45条の4の4第1項、第45条の13、第58条、第76条第2項、第94条第2項、第123条第3項又は第144条の納期限後に納付し、又は納入する税額</p>	<p>○盛岡市市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年9月1日条例第16号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市市税条例</p> <p>目次及び第1条から第15条まで 略</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第16条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第45条の2、第45条の2の2若しくは第45条の2の5（第45条の13の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第45条の4の4第1項（第45条の4の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第45条の5第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第45条の13、第58条、第74条の5第1項、第76条第2項、第90条第1項若しくは第2項、第94条第2項、第118条の10第1項、第123条第3項又は第144条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額に、その納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに定める期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) 第41条、第45条の2、第45条の2の2若しくは第45条の2の5、第45条の4の4第1項、第45条の13、第58条、第76条第2項、第94条第2項、第123条第3項又は第144条の納期限後に納付し、又は納入する税額</p>

改正後	改正前
<p>当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(2) 第74条の5第1項、第90条第1項若しくは第2項又は第118条の10第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第74条の5第1項、第90条第1項若しくは第2項又は第118条の10第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第45条の5第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は第31項の申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第45条の5第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p>第17条から第25条まで 略 (市民税の納税義務者等)</p> <p>第26条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p> <p>(1) 市の区域内に住所を有する個人</p> <p>(2) 市の区域内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市の区域内に住所を有しない者</p> <p>(3) 市の区域内に事務所又は事業所を有する法人</p>	<p>当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(2) 第74条の5第1項、第90条第1項若しくは第2項又は第118条の10第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第74条の5第1項、第90条第1項若しくは第2項又は第118条の10第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第45条の5第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) 第45条の5第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p>第17条から第25条まで 略 (市民税の納税義務者等)</p> <p>第26条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p> <p>(1) 市の区域内に住所を有する個人</p> <p>(2) 市の区域内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市の区域内に住所を有しない者</p> <p>(3) 市の区域内に事務所又は事業所を有する法人</p>

改正後	改正前												
<p>(4) 市の区域内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で市の区域内に事務所又は事業所を有しないもの</p> <p>(5) 法人課税信託(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設をいう。)をもつて、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、施行令第47条に規定する収益事業(以下この項及び第34条第2項の表の第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第45条の5第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>第27条から第33条の2まで 略 (均等割の税率)</p> <p>第34条 第26条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の税率は、年額3,000円とする。</p> <p>2 第26条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、当該右欄に定める額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 次に掲げる法人</td> <td>年額 5万円</td> </tr> <tr> <td>ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人	年額 5万円	ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法		<p>(4) 市の区域内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で市の区域内に事務所又は事業所を有しないもの</p> <p>(5) 法人課税信託(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設をいう。)をもつて、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、施行令第47条に規定する収益事業(以下この項及び第34条第2項の表の第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第34条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第45条の5第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>第27条から第33条の2まで 略 (均等割の税率)</p> <p>第34条 第26条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の税率は、年額3,000円とする。</p> <p>2 第26条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、当該右欄に定める額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 次に掲げる法人</td> <td>年額 5万円</td> </tr> <tr> <td>ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人	年額 5万円	ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法	
法人の区分	税率												
(1) 次に掲げる法人	年額 5万円												
ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法													
法人の区分	税率												
(1) 次に掲げる法人	年額 5万円												
ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法													

改正後		改正前	
<p>第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p>イ 人格のない社団等</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2）に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>		<p>第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p>イ 人格のない社団等</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5）に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p>	
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が	年額 12万円	(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が	年額 12万円

改正後		改正前	
1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの		1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円	(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円	(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円	(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円	(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円	(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円	(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円
3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号		3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日	
の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数		から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月	

改正後	改正前
<p>は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p> <p>4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。</p> <p>第35条から第45条の4の6まで 略 （法人の市民税の申告納付）</p> <p>第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、<b>第31項、第34項及び第35項</b>の申告書（<b>第9項、第10項及び第12項</b>において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、<b>第31項及び第35項</b>の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、<b>同条第34項</b>の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び<b>第2項後段</b>の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法<b>第66条の7第4項及び第10項</b>の規定の適用を受ける場合には、<b>法第321条の8第36項</b>及び施行令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法<b>第66条の9の3第3項及び第9項</b>の規定の適用を受ける場合には、<b>法第321条の8第37項</b>及び施行令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<b>法第</b></p>	<p>は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p> <p>4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。</p> <p>第35条から第45条の4の6まで 略 （法人の市民税の申告納付）</p> <p>第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、<b>第4項、第19項、第22項及び第23項</b>の申告書（<b>第10項、第11項及び第13項</b>において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、<b>第4項、第19項及び第23項</b>の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、<b>同条第22項</b>の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び<b>第3項</b>の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法<b>第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項</b>の規定の適用を受ける場合には、<b>法第321条の8第24項</b>及び施行令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法<b>第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項</b>の規定の適用を受ける場合には、<b>法第321条の8第25項</b>及び施行令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<b>法第</b></p>

改正後	改正前
<p><b>321条の8第38項</b>及び施行令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 <b>法第321条の8第34項</b>の申告書（<b>同条第33項</b>の申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項<b>又は第31項</b>の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該申告書を提出した日（<b>同条第35項</b>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 前項の場合において、法人が<b>法第321条の8第1項、第2項又は第31項</b>の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に<b>同条第34項</b>の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が<b>法第321条の11第1項又は第3項</b>の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（<b>法第321条の8第35項</b>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、<b>法第321条の8第34項</b>の申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項<b>又は第31項</b>の申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類す</p>	<p><b>321条の8第26項</b>及び施行令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 <b>法第321条の8第22項</b>の申告書（<b>同条第21項</b>の申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項、<b>第4項又は第19項</b>の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該申告書を提出した日（<b>同条第23項</b>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 前項の場合において、法人が<b>法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項</b>の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に<b>同条第22項</b>の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が<b>法第321条の11第1項又は第3項</b>の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（<b>法第321条の8第23項</b>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、<b>法第321条の8第22項</b>の申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、<b>第4項又は第19項</b>の申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類す</p>

改正後	改正前
<p>るものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p> <p>8 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定</p>	<p>るものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p> <p>8 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定</p>

改正後	改正前
<p>の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織(第12項において「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。)を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記</p>	<p>の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第45条の7の2第4項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第45条の7の2第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第45条の7の2第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織(第13項において「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。)を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記</p>

改正後	改正前
載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。	載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。
11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の地方税共同機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。	12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の地方税共同機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。
12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。	13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。
13 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。	14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。	15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は	16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は

改正後	改正前
届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。	届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。 (法人税割に係る不足税額の納付の手続)	17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。 (法人税割に係る不足税額の納付の手続)
第45条の6 法人の市民税の納税者は、法第321条の11第4項の規定により法人の市民税に係る更正又は決定の通知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。	第45条の6 法人の市民税の納税者は、法第321条の11第4項の規定により法人の市民税に係る更正又は決定の通知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。	2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項又は第31項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を	3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を

改正後	改正前
<p>経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項の申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づ</p>	<p>経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づ</p>

改正後	改正前
<p>くもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日の翌日から当該増額更正の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間</p> <p>第45条の7 略</p> <p>（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）</p> <p>第45条の7の2 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 第45条の5第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第45条の7の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第45条の7の2第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p>	<p>くもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日の翌日から当該増額更正の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間</p> <p>第45条の7 略</p> <p>（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）</p> <p>第45条の7の2 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 第45条の5第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第45条の7の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第45条の7の2第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>3 第45条の6第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第45条の7の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 第45条の6第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第45条の7の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>5 第45条の5第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第45条の7の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を</p>

改正後	改正前																								
<p>第45条の8から第85条の2 略 （たばこ税の課税標準）</p> <p>第86条 たばこ税の課税標準は、第84条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第90条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<b>1グラム</b>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの<b>1本</b>に換算するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 葉巻たばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア 葉巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	<p>経過した日より前である場合には、同日）から第45条の7の2第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第45条の6第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第45条の7の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>第45条の8から第85条の2 略 （たばこ税の課税標準）</p> <p>第86条 たばこ税の課税標準は、第84条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第90条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<b>0.7グラム</b>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの<b>0.7本</b>に換算するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 葉巻たばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア 葉巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム
区分	重量																								
1 喫煙用の製造たばこ																									
ア 葉巻たばこ	1グラム																								
イ パイプたばこ	1グラム																								
ウ 刻みたばこ	2グラム																								
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																								
区分	重量																								
1 喫煙用の製造たばこ																									
ア 葉巻たばこ	1グラム																								
イ パイプたばこ	1グラム																								
ウ 刻みたばこ	2グラム																								
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																								

改正後		改正前	
3 かぎ用の製造たばこ	2 グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2 グラム
<p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に100分の40を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に100分の60を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に100分の60を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金</p>		<p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に100分の40を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に100分の60を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に100分の60を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金</p>	

改正後		改正前	
額		額	
<p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第84条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、</p>		<p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第84条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、</p>	

改正後	改正前
<p>施行規則で定めるところによる。</p> <p>第87条から第150条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第3条まで 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第16条、第43条の2第2項、第45条の5第5項、第45条の6第2項、第45条の18第2項、第63条の2第2項、第90条第5項、第93条第2項、第118条の10第2項、第118条の13第2項及び第126条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>2 当分の間、第45条の7の2第1項 <span style="background-color: yellow;">                    </span>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p> <p>第3条の3から第7条まで 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>第7条の2 法附則第15条から第15条の3の2まで、<span style="background-color: yellow;">第63条</span>又は<span style="background-color: yellow;">第64条</span>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第51条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の</p>	<p>施行規則で定めるところによる。</p> <p>第87条から第150条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第3条まで 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第16条、第43条の2第2項、第45条の5第5項、第45条の6第2項、第45条の18第2項、第63条の2第2項、第90条第5項、第93条第2項、第118条の10第2項、第118条の13第2項及び第126条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>2 当分の間、第45条の7の2第1項 <span style="background-color: yellow;">及び第4項</span>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</p> <p>第3条の3から第7条まで 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>第7条の2 法附則第15条から第15条の3の2まで、<span style="background-color: yellow;">第61条</span>又は<span style="background-color: yellow;">第62条</span>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第51条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の</p>

改正後	改正前
<p>3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<span style="background-color: yellow;">第63条</span>若しくは<span style="background-color: yellow;">第64条</span>とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条項で定める割合)</p> <p>第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>3 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第34項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第38項に規定する割合は、3分の1とする。</p>	<p>3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<span style="background-color: yellow;">第61条</span>若しくは<span style="background-color: yellow;">第62条</span>とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条項で定める割合)</p> <p>第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>3 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第34項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第38項に規定する割合は、3分の1とする。</p>

改正後	改正前
<p>15 法附則第15条第39項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第41項に規定する割合は、零とする。</p> <p>17 法附則第15条の8第2項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>18 法附則第64条に規定する割合は、零とする。</p> <p>第7条の3から第15条の2まで 略 (読替規定)</p> <p>第15条の3 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第20項、第22項、第24項、第29項、第37項から第39項まで、第42項若しくは第44項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>第16条から第40条まで 略 (新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第41条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第36条の6の規定を適用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第42条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「平成45年度」とあるのは「令和16年度」とする。</p>	<p>15 法附則第15条第39項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第41項に規定する割合は、零とする。</p> <p>17 法附則第15条の8第2項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>18 法附則第62条に規定する割合は、零とする。</p> <p>第7条の3から第15条の2まで 略 (読替規定)</p> <p>第15条の3 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第20項、第22項、第24項、第29項、第37項から第39項まで、第42項若しくは第44項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p> <p>第16条から第40条まで 略</p>

改正後	改正前
<p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和2年条例第 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中盛岡市市税条例第46条の改正規定並びに同条例附則第7条の2、第7条の2の2、第12条の3、第15条の3及び第40条の改正規定並びに第3条並びに附則第5条、第9条及び第10条の規定 公布の日</p> <p>(2) 第1条中盛岡市市税条例第46条の2及び第65条第1項の改正規定並びに附則第6条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日</p> <p>(3) 第1条中盛岡市市税条例第86条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第7条の規定 令和2年10月1日</p> <p>(4) 第1条(前3号に掲げる改正規定を除く。)並びに第2条中盛岡市市税条例附則第7条の2、第7条の2の2及び第15条の3の改正規定並びに同条例附則第40条の次に2条を加える改正規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日</p> <p>(5) 第2条中盛岡市市税条例第86条第2項ただし書の改正規定及び附則第8条の規定 令和3年10月1日</p> <p>(6) 第2条(前2号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日</p> <p>(延滞金に関する経過措置)</p> <p>第2条 第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第3条 新条例第27条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第36条の2及び第38条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税につい</p>	<p>附 則 略</p>

改正後	改正前
<p>て適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第38条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第26条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。</p> <p>第4条 附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「6号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が6号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。</p> <p>2 6号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が6号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び6号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が6号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>（固定資産税に関する経過措置）</p> <p>第5条 新条例第46条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産</p>	

改正後	改正前
<p>税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第46条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>第6条 新条例第46条の2及び第65条第1項の規定は、第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第384条の3に規定する現所有者であることを知った者について適用し、同日前に同条に規定する現所有者であることを知った者については、なお従前の例による。</p> <p>（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>第8条 附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>（都市計画税に関する経過措置）</p> <p>第9条 新条例附則第15条の3の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例に関する経過措置）</p> <p>第10条 新条例附則第40条の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に法附則第59条に規定する申請を行った者について適用する。</p>	

【第3条】盛岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前（令和元年条例第3号による改正後）
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号</p> <p>改正 略 令和2年6月 日条例第 号</p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第26条まで 略 (個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第45条の8の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第28条から第150条まで 略 附 則 略 附 則（令和元年条例第3号） (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第26条まで 略 (個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第45条の8の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第28条から第150条まで 略 附 則 略 附 則（令和元年条例第3号） (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から</p>

改正後	改正前（令和元年条例第3号による改正後）
<p>ら施行する。</p> <p>(1) 第1条中盛岡市市税条例附則第15条の3の改正規定並びに第3条及び第4条の規定 公布の日</p> <p>(2) 第1条中盛岡市市税条例附則第12条の6を附則第12条の7とし、附則第12条の5を附則第12条の6とし、附則第12条の4を附則第12条の5とする改正規定、同条例附則第12条の3に3項を加える改正規定、同条を同条例附則第12条の4とし、同条例附則第12条の2の次に1条を加える改正規定、同条例附則第13条に1項を加える改正規定、同条例附則第13条の2の改正規定、同条に3項を加える改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定並びに附則第3条の規定 令和元年10月1日</p> <p>(3) 第1条（前2号に掲げる改正規定を除く。）及び次条の規定 令和2年1月1日</p> <p>(4) 第2条 及び附則第4条の規定 令和3年4月1日 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第38条第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p>	<p>ら施行する。</p> <p>(1) 第1条中盛岡市市税条例附則第15条の3の改正規定並びに第3条及び第4条の規定 公布の日</p> <p>(2) 第1条中盛岡市市税条例附則第12条の6を附則第12条の7とし、附則第12条の5を附則第12条の6とし、附則第12条の4を附則第12条の5とする改正規定、同条例附則第12条の3に3項を加える改正規定、同条を同条例附則第12条の4とし、同条例附則第12条の2の次に1条を加える改正規定、同条例附則第13条に1項を加える改正規定、同条例附則第13条の2の改正規定、同条に3項を加える改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条の規定 令和元年10月1日</p> <p>(3) 第1条（前2号に掲げる改正規定を除く。）及び次条の規定 令和2年1月1日</p> <p>(4) 第2条中盛岡市市税条例第27条第1項の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日</p> <p>(5) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第38条第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。</p> <p>第3条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例第27条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p>

改正後	改正前（令和元年条例第3号による改正後）
<p><b>第3条</b> 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。</p> <p><b>第4条</b> 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和2年条例第 号）</p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1）第1条中盛岡市市税条例第46条の改正規定並びに同条例附則第7条の2、第7条の2の2、第12条の3、第15条の3及び第40条の改正規定並びに第3条並びに附則第5条、第9条及び第10条の規定 公布の日</p> <p>（2）第1条中盛岡市市税条例第46条の2及び第65条第1項の改正規定並びに附則第6条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日</p> <p>（3）第1条中盛岡市市税条例第86条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第7条の規定 令和2年10月1日</p> <p>（4）第1条（前3号に掲げる改正規定を除く。）並びに第2条中盛岡市市税条例附則第7条の2、第7条の2の2及び第15条の3の改正規定並びに同条例附則第40条の次に2条を加える改正規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日</p> <p>（5）第2条中盛岡市市税条例第86条第2項ただし書の改正規定及び附則第8条の規定 令和3年10月1日</p>	<p><b>第4条</b> 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。</p> <p><b>第5条</b> 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による</p>

改正後	改正前（令和元年条例第3号による改正後）
<p>（6）第2条（前2号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日</p> <p>（延滞金に関する経過措置）</p> <p><b>第2条</b> 第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</p> <p>（市民税に関する経過措置）</p> <p><b>第3条</b> 新条例第27条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第36条の2及び第38条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第38条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第26条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。</p> <p><b>第4条</b> 附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「6号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項</p>	

改正後	改正前（令和元年条例第3号による改正後）
<p>に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が6号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。</p> <p>2 6号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が6号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び6号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が6号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>（固定資産税に関する経過措置）</p> <p>第5条 新条例第46条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第46条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>第6条 新条例第46条の2及び第65条第1項の規定は、第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第384条の3に規定する現所有者であることを知った者について適用し、同日前に同条に規定する現所有者であることを知った者については、なお従前の例による。</p> <p>（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>第8条 附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>（都市計画税に関する経過措置）</p> <p>第9条 新条例附則第15条の3の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計</p>	

改正後	改正前（令和元年条例第3号による改正後）
<p>画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に関する経過措置）</p> <p>第10条 新条例附則第40条の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に法附則第59条に規定する申請を行った者について適用する。</p>	

議案第 75 号

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

総務省令の一部改正により、岩手県が定める地域再生計画の期間が2年延長されたことに伴い、地方活力向上地域において特定業務施設を新設し、又は増設した事業者に対する固定資産税の課税免除及び不均一課税の要件である地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期間を2年延長しようとするものである。

2 改正の内容

事業者が認定を受ける地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限について令和2年3月31日及び平成32年3月31日を令和4年3月31日に改める。

3 施行期日

公布の日

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成28年12月22日条例第48号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;"><b>令和2年6月 日条例第 号</b></p> <p>盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例</p> <p>第1条 略</p> <p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第2条 法第5条第18項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から<b>令和4年3月31日</b>までの間に法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)でその取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第7項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8</p>	<p>○盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成28年12月22日条例第48号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例</p> <p>第1条 略</p> <p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第2条 法第5条第18項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から<b>令和2年3月31日</b>までの間に法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)でその取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第7項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8</p>

改正後	改正前
<p>項第6号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)(法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係るものに限る。)を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度(以下「第1年度」という。)以後3年度内に限り、その課税を免除する。</p> <p>(固定資産税の不均一課税)</p> <p>第3条 公示日から<b>令和4年3月31日</b>までの間に法第17条の2第3項の規定により地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて特別償却設備(法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係るものに限る。)を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、盛岡市市税条例(昭和25年条例第16号)第51条の3の規定にかかわらず、第1年度以後3年度間において、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 第1年度 100分の0.14</p> <p>(2) 第1年度の翌年度 100分の0.467</p>	<p>項第6号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)(法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係るものに限る。)を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度(以下「第1年度」という。)以後3年度内に限り、その課税を免除する。</p> <p>(固定資産税の不均一課税)</p> <p>第3条 公示日から<b>平成32年3月31日</b>までの間に法第17条の2第3項の規定により地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて特別償却設備(法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係るものに限る。)を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、盛岡市市税条例(昭和25年条例第16号)第51条の3の規定にかかわらず、第1年度以後3年度間において、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 第1年度 100分の0.14</p> <p>(2) 第1年度の翌年度 100分の0.467</p>

改正後	改正前
(3) 第1年度の翌々年度 100分の0.933 第4条から第8条まで 略 附則 略 附則(令和2年条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。	(3) 第1年度の翌々年度 100分の0.933 第4条から第8条まで 略 附則 略

議案第 76 号

盛岡市産業支援センター条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市産業支援センターの創業支援室等の使用の許可の期間についての特例を設けようとするものである。

2 改正の内容

盛岡市産業支援センターの創業支援室，盛岡市産学官連携研究センターの研究開発室若しくは事業化支援ブース又は盛岡市新事業創出支援センターの貸工場の使用の許可を受けた者について，大規模な自然災害，感染症のまん延，通信その他の事業活動の基盤における重大な障害等に起因するやむを得ない事情により，当該許可の期間を超えて使用する必要があると認めたときは，当該許可の期間を，当該事情を勘案して市長が必要と認める期間延長することができるものとする。

(1) 盛岡市産業支援センターの創業支援室の場合

現行の使用の許可の期間は，最長でも3年である。

1年 当初	1年 更新	1年 更新
----------	----------	----------

⇒ 市長が必要と  
⇒ 認める期間 延長

(2) 盛岡市産学官連携研究センターの研究開発室の場合

現行の使用の許可の期間は，最長でも5年である。

3年 当初	1年 更新	1年 更新
----------	----------	----------

⇒ 市長が必要と  
⇒ 認める期間 延長

(3) 盛岡市産学官連携研究センターの事業化支援ブースの場合

現行の使用の許可の期間は，最長でも3年である。

1年 当初	2年 更新
----------	----------

⇒ 市長が必要と  
⇒ 認める期間 延長

(4) 盛岡市新事業創出支援センターの貸工場の場合

現行の使用の許可の期間は，最長でも12年である。

10年 当初	2年 更新
-----------	----------

⇒ 市長が必要と  
⇒ 認める期間 延長

3 施行期日

公布の日

【第1条】盛岡市産業支援センター条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市産業支援センター条例 平成14年6月28日条例第26号</p> <p>改正 略 令和2年 月 日 条例第 号</p> <p>盛岡市産業支援センター条例</p> <p>第1条及び第2条 略 (開館時間)</p> <p>第3条 産業支援センター（以下「センター」という。）の開館時間は、創業支援室にあっては午前零時から午後12時まで、交流ホールにあっては午前9時から午後6時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するセンターにあっては、指定管理者。以下第11条まで（第10条第2項を除く。）及び第16条において同じ。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>第4条 略 (使用の許可等)</p> <p>第5条 センターの創業支援室を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可の更新を受けようとするとき又は許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項後段の許可の更新を受けようとする者は、同項の許可の期間の末日の2月前までに、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上適当でないとき。</p>	<p>○盛岡市産業支援センター条例 平成14年6月28日条例第26号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市産業支援センター条例</p> <p>第1条及び第2条 略 (開館時間)</p> <p>第3条 産業支援センター（以下「センター」という。）の開館時間は、創業支援室にあっては午前零時から午後12時まで、交流ホールにあっては午前9時から午後6時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するセンターにあっては、指定管理者。以下第11条まで 及び第16条において同じ。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>第4条 略 (使用の許可等)</p> <p>第5条 センターの創業支援室を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可の更新を受けようとするとき又は許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項後段の許可の更新を受けようとする者は、同項の許可の期間の末日の2月前までに、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上適当でないとき。</p>

改正後	改正前
<p>4 市長は、センターの創業支援室の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>第6条から第9条まで 略 (使用の許可の期間)</p> <p>第10条 第5条第1項前段の許可の期間は、1年以内とする。ただし、市長は、同項前段の許可をした日から起算して3年を超えない範囲内で2回を限度として同項後段の更新の許可をすることができる。</p> <p>2 市長は、第5条第1項の許可を受けた者から申請があった場合において、大規模な自然災害、感染症のまん延、通信その他の事業活動の基盤における重大な障害等に起因するやむを得ない事情により、前項に規定する期間を超えてセンターの創業支援室を使用する必要があると認めるときは、第5条第1項の許可の期間を、当該事情を勘案して市長が必要と認める期間延長することができる。</p> <p>第11条から第24条まで 略 附 則 略 附 則（令和2年条例第 号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>別表 略</p>	<p>4 市長は、センターの創業支援室の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>第6条から第9条まで 略 (使用の許可の期間)</p> <p>第10条 第5条第1項前段の許可の期間は、1年以内とする。ただし、市長は、同項前段の許可をした日から起算して3年を超えない範囲内で2回を限度として同項後段の更新の許可をすることができる。</p> <p>第11条から第24条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 略</p>

【第2条】盛岡市産学官連携研究センター条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市産学官連携研究センター条例 平成19年3月30日条例第26号 <b>改正 令和2年 月 日 条例第 号</b></p> <p>盛岡市産学官連携研究センター条例</p> <p>第1条及び第2条 略 (開館時間)</p> <p>第3条 産学官連携研究センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後6時まで（研究開発室及び事業化支援ブース（以下「研究開発室等」という。）にあつては、午前零時から午後12時まで）とする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するセンターにあつては、指定管理者。以下第8条まで、第10条<b>（第3項を除く。）</b>、第11条、第17条及び第18条において同じ。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>第4条 略 (使用の許可等)</p> <p>第5条 センターの研究開発室等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可の更新を受けようとするとき又は許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項後段の許可の更新を受けようとする者は、同項の許可の期間の末日の2月前までに、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上適当でないとき。</p>	<p>○盛岡市産学官連携研究センター条例 平成19年3月30日条例第26号</p> <p>盛岡市産学官連携研究センター条例</p> <p>第1条及び第2条 略 (開館時間)</p> <p>第3条 産学官連携研究センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後6時まで（研究開発室及び事業化支援ブース（以下「研究開発室等」という。）にあつては、午前零時から午後12時まで）とする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するセンターにあつては、指定管理者。以下第8条まで、第10条<b>（第3項を除く。）</b>、第11条、第17条及び第18条において同じ。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>第4条 略 (使用の許可等)</p> <p>第5条 センターの研究開発室等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可の更新を受けようとするとき又は許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項後段の許可の更新を受けようとする者は、同項の許可の期間の末日の2月前までに、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上適当でないとき。</p>

改正後	改正前
<p>4 市長は、センターの研究開発室等の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>第6条から第9条まで 略 (使用の許可の期間)</p> <p>第10条 研究開発室に係る第5条第1項前段の許可の期間は、3年以内とする。ただし、市長は、同項前段の許可をした日から起算して5年を超えない範囲内で2回を限度として同項後段の更新の許可をすることができる。</p> <p>2 事業化支援ブースに係る第5条第1項前段の許可の期間は、1年以内とする。ただし、市長は、同項前段の許可をした日から起算して2年を超えない範囲内で1回を限度として同項後段の更新の許可をすることができる。</p> <p><b>3 市長は、第5条第1項の許可を受けた者から申請があつた場合において、大規模な自然災害、感染症のまん延、通信その他の事業活動の基盤における重大な障害等に起因するやむを得ない事情により、前2項に規定する期間を超えてセンターの研究開発室等を使用する必要があると認めるときは、第5条第1項の許可の期間を、当該事情を勘案して市長が必要と認める期間延長することができる。</b></p> <p>第11条から第26条 略 附 則 略 <b>附 則（令和2年条例第 号）</b> <b>この条例は、公布の日から施行する。</b></p> <p>別表 略</p>	<p>4 市長は、センターの研究開発室等の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>第6条から第9条まで 略 (使用の許可の期間)</p> <p>第10条 研究開発室に係る第5条第1項前段の許可の期間は、3年以内とする。ただし、市長は、同項前段の許可をした日から起算して5年を超えない範囲内で2回を限度として同項後段の更新の許可をすることができる。</p> <p>2 事業化支援ブースに係る第5条第1項前段の許可の期間は、1年以内とする。ただし、市長は、同項前段の許可をした日から起算して2年を超えない範囲内で1回を限度として同項後段の更新の許可をすることができる。</p> <p>第11条から第26条 略 附 則 略</p> <p>別表 略</p>

【第3条】盛岡市新事業創出支援センター条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市新事業創出支援センター条例 平成19年10月4日条例第57号</p> <p>改正 略 令和2年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市新事業創出支援センター条例</p> <p>第1条及び第2条 略 (開場時間)</p> <p>第3条 新事業創出支援センター(以下「センター」という。)の開場時間は、午前9時から午後6時まで(貸工場にあっては、午前零時から午後12時まで)とする。ただし、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))が管理するセンターにあっては、指定管理者。以下第8条まで、第10条第1項、第11条、第17条及び第18条において同じ。)が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>第4条 略 (使用の許可等)</p> <p>第5条 センターの貸工場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可の更新を受けようとするとき又は許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項後段の許可の更新を受けようとする者は、同項の許可の期間の末日の2月前までに、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、同項の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上適当でないとき。</p>	<p>○盛岡市新事業創出支援センター条例 平成19年10月4日条例第57号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市新事業創出支援センター条例</p> <p>第1条及び第2条 略 (開場時間)</p> <p>第3条 新事業創出支援センター(以下「センター」という。)の開場時間は、午前9時から午後6時まで(貸工場にあっては、午前零時から午後12時まで)とする。ただし、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))が管理するセンターにあっては、指定管理者。以下第8条まで、第10条、第11条、第17条及び第18条において同じ。)が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>第4条 略 (使用の許可等)</p> <p>第5条 センターの貸工場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可の更新を受けようとするとき又は許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項後段の許可の更新を受けようとする者は、同項の許可の期間の末日の2月前までに、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、同項の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上適当でないとき。</p>

改正後	改正前
<p>4 市長は、センターの貸工場の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>第6条から第9条まで 略 (使用の許可の期間)</p> <p>第10条 センターの貸工場に係る第5条第1項前段の許可の期間は、5年(新製品又は新技術の企業化に相当の期間を要することその他特別の理由があると市長が認めたときは、10年)以内とする。ただし、市長は、同項前段の許可の期間の末日の翌日から起算して2年を超えない範囲内で同項後段の更新の許可をすることができる。</p> <p>2 市長は、第5条第1項の許可を受けた者から申請があった場合において、大規模な自然災害、感染症のまん延、通信その他の事業活動の基盤における重大な障害等に起因するやむを得ない事情により、前項に規定する期間を超えてセンターの貸工場を使用する必要があると認めたときは、第5条第1項の許可の期間を、当該事情を勘案して市長が必要と認める期間延長することができる。</p> <p>第11条から第26条まで 略 附 則 略 附 則 (令和2年条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>別表 略</p>	<p>4 市長は、センターの貸工場の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>第6条から第9条まで 略 (使用の許可の期間)</p> <p>第10条 センターの貸工場に係る第5条第1項前段の許可の期間は、5年(新製品又は新技術の企業化に相当の期間を要することその他特別の理由があると市長が認めたときは、10年)以内とする。ただし、市長は、同項前段の許可の期間の末日の翌日から起算して2年を超えない範囲内で同項後段の更新の許可をすることができる。</p> <p>第11条から第26条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 略</p>

議案第 77 号

盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

改良住宅及び市営住宅の入居者が連帯保証人を立てないこととする場合の手続を定めるほか、市営住宅建替事業の施行に伴い、市営青山三丁目アパート1号館を設置するとともに、市営青山三丁目アパート15号館を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 連帯保証人を立てている改良住宅及び市営住宅の入居者が、連帯保証人の死亡や高齢となったこと等によって保証人を変更する必要性が生じた際、本人の努力によっても新たな保証人が見つからないときは、家賃債務保証会社と債務保証契約を締結した場合等、特別の事情があるときは連帯保証人を立てなくてもよいものとする。
- (2) 盛岡市改良住宅条例の別表から市営青山三丁目アパート15号館を削る。
- (3) 盛岡市市営住宅条例の別表に市営青山三丁目アパート1号館を加える。

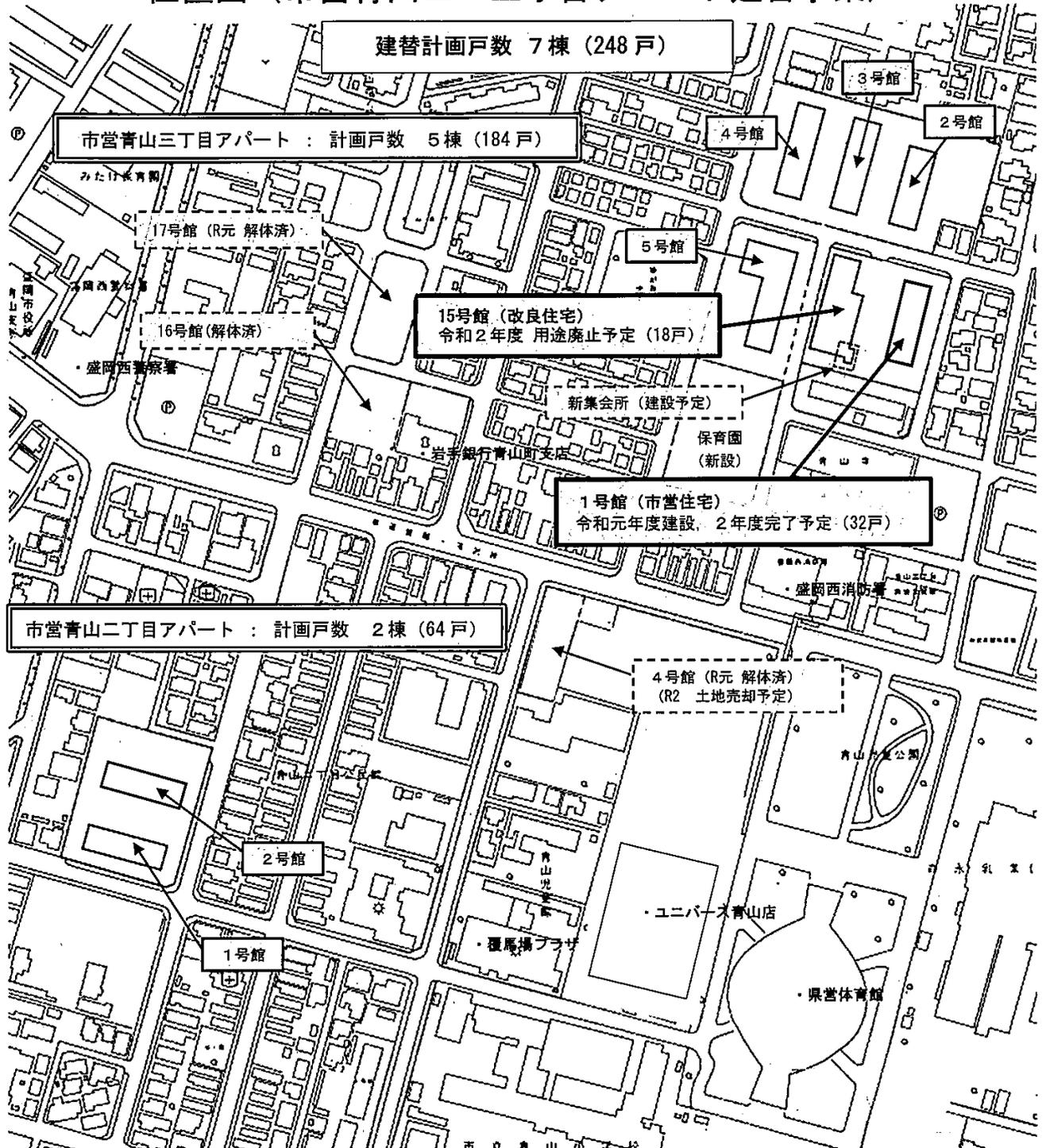
3 施行期日

- (1) 公布の日
- (2) 令和2年9月1日
- (3) 令和2年7月1日

参考：位置図（市営青山二・三丁目アパート建替事業）

次ページのとおり。

### 位置図（市営青山二・三丁目アパート建替事業）



【第1条】盛岡市改良住宅条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市改良住宅条例 昭和37年9月29日条例第37号</p> <p>改正 略 令和2年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市改良住宅条例</p> <p>第1条及び第2条 略 (設置)</p> <p>第3条 改良住宅を別表のとおり設置する。</p> <p>第4条から第11条まで 略 (入居手続)</p> <p>第12条 改良住宅の入居決定者は、入居者としての決定のあつた日の翌日から起算して15日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 連帯保証人の連署する請書その他市長が必要と認める書類を提出すること。</p> <p>(2) 第16条の規定により敷金を納付すること。</p> <p>2 改良住宅の入居決定者は、やむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に保証人の連署を必要としないこととすることができる。</p> <p>4 市長は、改良住宅の入居決定者が、第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、改良住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5 市長は、改良住宅の入居決定者が、第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対し入居可能日を通知しなければならない。</p> <p>6 改良住宅の入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から</p>	<p>○盛岡市改良住宅条例 昭和37年9月29日条例第37号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市改良住宅条例</p> <p>第1条及び第2条 略 (設置)</p> <p>第3条 改良住宅を別表のとおり設置する。</p> <p>第4条から第11条まで 略 (入居手続)</p> <p>第12条 改良住宅の入居決定者は、入居者としての決定のあつた日の翌日から起算して15日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 連帯保証人の連署する請書その他市長が必要と認める書類を提出すること。</p> <p>(2) 第16条の規定により敷金を納付すること。</p> <p>2 改良住宅の入居決定者は、やむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に保証人の連署を必要としないこととすることができる。</p> <p>4 市長は、改良住宅の入居決定者が、第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、改良住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5 市長は、改良住宅の入居決定者が、第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対し入居可能日を通知しなければならない。</p> <p>6 改良住宅の入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から</p>

改正後	改正前
<p>起算して15日以内に入居しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第13条 連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている者で市長が適当と認めるものでなければならない。</p> <p>(1) 独立の生計を営んでいること。</p> <p>(2) 入居者と同程度以上の収入を有すること。</p> <p>(3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していないこと。</p> <p>2 入居者が連帯保証人を変更しようとするとき又は前条第3項に規定する者に該当する入居者が連帯保証人を立てないこととしようとするときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>3 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該連帯保証人を変更しなければならない。ただし、前項の規定により連帯保証人を立てないことについて市長の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(1) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。</p> <p>(2) 保証能力を著しく減少させるような事態が発生したとき。</p> <p>(3) 所在が不明になったとき又は死亡したとき。</p> <p>第13条の2から第41条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和2年条例第 号)</p> <p>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条(第3号に掲げる改正規定を除く。)及び第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日</p> <p>(2) 第2条中別表市営青山二丁目アパート6号館の項の次に1項を加える改正規定 令和2年7月1日</p> <p>(3) 第1条中別表市営青山三丁目アパート15号館の項を削る改正規定 令和2年9月1日</p>	<p>起算して15日以内に入居しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第13条 連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている者で市長が適当と認めるものでなければならない。</p> <p>(1) 独立の生計を営んでいること。</p> <p>(2) 入居者と同程度以上の収入を有すること。</p> <p>(3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していないこと。</p> <p>2 入居者が連帯保証人を変更しようとするときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>3 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該連帯保証人を変更しなければならない。</p> <p>(1) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。</p> <p>(2) 保証能力を著しく減少させるような事態が発生したとき。</p> <p>(3) 所在が不明になったとき又は死亡したとき。</p> <p>第13条の2から第41条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

改正後					改正前				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
名称	位置	竣(しゆん)工年度	戸数	構造	名称	位置	竣(しゆん)工年度	戸数	構造
市営盛岡駅前アパート1号館	盛岡市盛岡駅前北通	昭48	32	中層耐火5階建	市営盛岡駅前アパート1号館	盛岡市盛岡駅前北通	昭48	32	中層耐火5階建
市営盛岡駅前アパート2号館	盛岡市盛岡駅前北通	昭54	21	中層耐火5階建	市営盛岡駅前アパート2号館	盛岡市盛岡駅前北通	昭54	21	中層耐火5階建
					市営青山三丁目アパート15号館	盛岡市青山三丁目	昭45	18	中層耐火5階建

【第2条】盛岡市市営住宅条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号</p> <p>改正 略 令和2年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市市営住宅条例 目次並びに第1条及び第2条 略 (設置)</p> <p>第3条 市営住宅を別表のとおり設置する。 第3条の2から第11条まで 略 (入居の手続)</p> <p>第12条 市営住宅の入居決定者は、入居者としての決定のあった日の翌日から起算して15日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 連帯保証人の連署する請書その他市長が必要と認める書類を提出すること。</p> <p>(2) 第19条の規定により敷金を納付すること。</p> <p>2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</p> <p>4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対し入居可能日を通知しなければならない。</p> <p>6 市営住宅の入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から</p>	<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市市営住宅条例 目次並びに第1条及び第2条 略 (設置)</p> <p>第3条 市営住宅を別表のとおり設置する。 第3条の2から第11条まで 略 (入居の手続)</p> <p>第12条 市営住宅の入居決定者は、入居者としての決定のあった日の翌日から起算して15日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 連帯保証人の連署する請書その他市長が必要と認める書類を提出すること。</p> <p>(2) 第19条の規定により敷金を納付すること。</p> <p>2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</p> <p>4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対し入居可能日を通知しなければならない。</p> <p>6 市営住宅の入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から</p>



議案第 78 号

盛岡市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

コミュニティ住宅の入居者が連帯保証人を立てないこととする場合の手続を定めようとするものである。

2 改正の内容

連帯保証人を立てているコミュニティ住宅の入居者が、連帯保証人の死亡や高齢となったこと等によって保証人を変更する必要性が生じた際、本人の努力によっても新たな保証人が見つからないときは、家賃債務保証会社と債務保証契約を締結した場合等、特別の事情があるときは連帯保証人を立てなくてもよいものとする。

3 施行期日

公布の日

盛岡市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市コミュニティ住宅条例 平成9年12月24日条例第39号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和2年 月 日 条例第 号</p> <p>盛岡市コミュニティ住宅条例 目次及び第1条から第11条まで 略 (入居の手続)</p> <p>第12条 コミュニティ住宅の入居決定者は、入居者としての決定のあった日の翌日から起算して15日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 連帯保証人の連署する請書その他市長が必要であると認める書類を提出すること。</p> <p>(2) 第18条第1項の規定により敷金を納付すること。</p> <p>2 コミュニティ住宅の入居決定者が、やむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</p> <p>4 市長は、コミュニティ住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、コミュニティ住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5 市長は、コミュニティ住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対し入居可能日を通知しなければならない。</p> <p>6 コミュニティ住宅の入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から起算して15日以内に入居しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(連帯保証人)</p>	<p>○盛岡市コミュニティ住宅条例 平成9年12月24日条例第39号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市コミュニティ住宅条例 目次及び第1条から第11条まで 略 (入居の手続)</p> <p>第12条 コミュニティ住宅の入居決定者は、入居者としての決定のあった日の翌日から起算して15日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 連帯保証人の連署する請書その他市長が必要であると認める書類を提出すること。</p> <p>(2) 第18条第1項の規定により敷金を納付すること。</p> <p>2 コミュニティ住宅の入居決定者が、やむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</p> <p>4 市長は、コミュニティ住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、コミュニティ住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5 市長は、コミュニティ住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対し入居可能日を通知しなければならない。</p> <p>6 コミュニティ住宅の入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から起算して15日以内に入居しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(連帯保証人)</p>

改正後	改正前
<p>第13条 連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている者で市長が適当と認めるものでなければならない。</p> <p>(1) 独立の生計を営んでいること。</p> <p>(2) 入居者と同程度以上の収入を有すること。</p> <p>(3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していないこと。</p> <p>2 入居者が連帯保証人を変更しようとするとき又は前条第3項に規定する者に該当する入居者が連帯保証人を立てないこととしようとするときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>3 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該連帯保証人を変更しなければならない。ただし、前項の規定により連帯保証人を立てないことについて市長の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(1) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。</p> <p>(2) 保証能力を著しく減少させるような事態が発生したとき。</p> <p>(3) 所在が不明になったとき又は死亡したとき。</p> <p>第14条から第50条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和2年条例第 号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第13条 連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている者で市長が適当と認めるものでなければならない。</p> <p>(1) 独立の生計を営んでいること。</p> <p>(2) 入居者と同程度以上の収入を有すること。</p> <p>(3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していないこと。</p> <p>2 入居者が連帯保証人を変更しようとするときは、 は、 市長の承認を得なければならない。</p> <p>3 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該連帯保証人を変更しなければならない。</p> <p>(1) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。</p> <p>(2) 保証能力を著しく減少させるような事態が発生したとき。</p> <p>(3) 所在が不明になったとき又は死亡したとき。</p> <p>第14条から第50条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>

議案第 79 号

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、放課後児童支援員が備えるべき要件を改めようとするものである。

2 改正の内容

放課後児童支援員が修了していなければならない研修を次のとおり改める。

【改正前】 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の19第 1 項の指定都市の長が行う研修

【改正後】 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の19第 1 項の指定都市若しくは同法第 252条の22第 1 項の中核市の長が行う研修

3 施行期日

公布の日

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第37号</p> <p>改正 略</p> <p><b>令和2年 月 日 条例第 号</b></p> <p>盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第9条まで 略 (職員の配置)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員（放課後児童健全育成事業所において利用者の支援を行う者をいう。以下この条において同じ。）を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市<b>若しくは同法第252条の22第1項の中核市</b>の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者</p>	<p>○盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第37号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第9条まで 略 (職員の配置)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員（放課後児童健全育成事業所において利用者の支援を行う者をいう。以下この条において同じ。）を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市<b>若しくは同法第252条の22第1項の中核市</b>の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者</p>

改正後	改正前
<p>(第9号において「高等学校卒業等」という。)であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</p> <p>(5) 学校教育法に基づく大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(6) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</p> <p>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</p> <p>4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童</p>	<p>(第9号において「高等学校卒業等」という。)であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</p> <p>(5) 学校教育法に基づく大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(6) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</p> <p>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</p> <p>4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童</p>

改正後	改正前
<p>健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第11条から第22条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和2年条例第 号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第11条から第22条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

## 議案第 80 号

## 盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

所得の少ない第1号被保険者について行う介護保険料の減額賦課に係る令和2年度の保険料率を定めようとするものである。

## 2 改正の内容

第7期盛岡市介護保険事業計画において所得段階区分が第1段階から第3段階までのいずれかである第1号被保険者の令和2年度の保険料率を次のとおり軽減する。

所得段階区分	改正前	改正後
第1段階	2万7,800円	2万2,200円
第2段階	4万2,600円	3万3,300円
第3段階	5万3,700円	5万1,900円

## 3 施行期日

公布の日

保険料段階区分

保険料段階	対象者	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		料率	保険料月額/人	保険料年額/人	料率	保険料月額/人	保険料年額/人	料率	保険料月額/人	保険料年額/人
第1段階	◎生活保護又は中国残留邦人等の支援給付を受けている人 ◎高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 ◎世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人	0.45 (0.50)	2,778円 (3,087円)	33,300円 (37,000円)	0.375 (△0.075)	2,315円 (△463円)	27,800円 (△5,500円)	0.3 (△0.075)	1,852円 (△463円)	22,200円 (△5,600円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人	0.70	4,322円	51,900円	0.575 (△0.125)	3,550円 (△772円)	42,600円 (△9,300円)	0.45 (△0.125)	2,778円 (△772円)	33,300円 (△9,300円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人	0.75	4,631円	55,600円	0.725 (△0.025)	4,476円 (△155円)	53,700円 (△1,900円)	0.7 (△0.025)	4,322円 (△154円)	51,900円 (△1,800円)
第4段階	本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者があり、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人	0.85	5,248円	63,000円						
第5段階	本人は住民税非課税だが、同じ世帯に住民税課税者があり、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円を超える人	1.00 (基準料率)	6,174円 (基準月額)	74,100円						
第6段階	本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	7,409円	88,900円						
第7段階	本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.30	8,026円	96,300円						
第8段階	本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	9,261円	111,100円						
第9段階	本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.70	10,496円	125,900円						
第10段階	本人に住民税が課税され、前年中の合計所得金額が400万円以上700万円未満の人	1.95	12,039円	144,500円						
第11段階	本人に住民税が課税され、前年中の所得金額が700万円以上の人	2.10	12,965円	155,600円						

変更無し

※1 本表の平成30年度欄の第1段階の( )書き及び第2～3段階の記載は、公費による保険料の軽減を行う前の介護保険料(料率・月額・年額)である。

※2 本表の令和元年度欄及び令和2年度欄の( )書きは、前年度の介護保険料(料率・月額・年額)と比較した軽減分である。

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市介護保険条例 平成12年3月30日条例第26号 改正 略 令和2年6月 日条例第 号</p> <p>盛岡市介護保険条例 目次、第1条及び第2条 略 (保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 3万7,000円 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 5万1,900円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5万5,600円 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 6万3,000円 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 7万4,100円 (6) 次のいずれかに該当する者 8万8,900円</p> <p>ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区</p>	<p>○盛岡市介護保険条例 平成12年3月30日条例第26号 改正 略</p> <p>盛岡市介護保険条例 目次、第1条及び第2条 略 (保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 3万7,000円 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 5万1,900円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5万5,600円 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 6万3,000円 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 7万4,100円 (6) 次のいずれかに該当する者 8万8,900円</p> <p>ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区</p>

改正後	改正前
<p>分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。以下この項において同じ。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 9万6,300円</p> <p>ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 11万1,100円</p> <p>ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 12万5,900円</p> <p>ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 14万4,500円</p> <p>ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区</p>	<p>分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。以下この項において同じ。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 9万6,300円</p> <p>ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 11万1,100円</p> <p>ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 12万5,900円</p> <p>ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 14万4,500円</p> <p>ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区</p>

改正後	改正前
<p>分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。)</p>	<p>分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。)</p>
<p>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 15万5,600円</p>	<p>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 15万5,600円</p>
<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る 令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<b>2万2,200円</b>とする。</p>	<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <b>令和元年度及び令和2年度の各年度</b>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<b>2万7,800円</b>とする。</p>
<p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る 令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<b>3万3,300円</b>とする。</p>	<p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <b>令和元年度及び令和2年度の各年度</b>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<b>4万2,600円</b>とする。</p>
<p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る 令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<b>5万1,900円</b>とする。</p>	<p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <b>令和元年度及び令和2年度の各年度</b>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<b>5万3,700円</b>とする。</p>
<p>第4条から第32条まで 略</p>	<p>第4条から第32条まで 略</p>
<p>附 則 略</p>	<p>附 則 略</p>
<p>附 則 (令和2年条例第 号)</p>	
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p>	
<p>2 改正後の盛岡市介護保険条例第3条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分の介護保険料について適用し、令和元年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。</p>	

議案第 81 号

盛岡市東中野財産区管理会条例及び盛岡市東中野，東安庭，門財産区管理会条例の一部を改正する  
条例について

1 制定の趣旨

財産区管理委員に欠員が生じた場合における補欠委員の選任及び任期について定めようとする  
ものである。

2 条例の内容

- (1) 財産区管理委員に欠員が生じたときは，市長は，補欠委員を選任することができるものとする。
- (2) 補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

3 施行期日

公布の日

【第1条】盛岡市東中野財産区管理会条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市東中野財産区管理会条例 昭和34年3月30日条例第3号 改正 略 令和2年 月 日条例第 号	○盛岡市東中野財産区管理会条例 昭和34年3月30日条例第3号 改正 略
盛岡市東中野財産区管理会条例	盛岡市東中野財産区管理会条例
第1条 略 (設置及び組織)	第1条 略 (設置及び組織)
第2条 盛岡市東中野財産区に盛岡市東中野財産区管理会(以下「管理会」という。)を置く。	第2条 盛岡市東中野財産区に盛岡市東中野財産区管理会(以下「管理会」という。)を置く。
2 管理会は、盛岡市東中野財産区管理委員(以下「委員」という。)7人をもつて組織する。 (委員の選任)	2 管理会は、盛岡市東中野財産区管理委員(以下「委員」という。)7人をもつて組織する。 (委員の選任)
第3条 委員は、盛岡市東中野財産区の区域内に3箇月以来住所を有する世帯主で盛岡市の議会の議員の被選挙権を有するもの(以下「被選挙権を有するもの」という。)のうちから、市長が議会の同意を得て選任する。	第3条 委員は、盛岡市東中野財産区の区域内に3箇月以来住所を有する世帯主で盛岡市の議会の議員の被選挙権を有するもの(以下「被選挙権を有するもの」という。)のうちから、盛岡市長が議会の同意を得て選任する。
2 委員に欠員が生じたときは、市長は、議会の同意を得て補欠委員を選任することができる。この場合において、当該補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	
第4条から第10条まで 略 附 則 略 附 則(令和2年条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。	第4条から第10条まで 略 附 則 略

【第2条】盛岡市東中野、東安庭、門財産区管理会条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市東中野、東安庭、門財産区管理会条例 昭和34年3月30日条例第4号 改正 略 令和2年 月 日条例第 号	○盛岡市東中野、東安庭、門財産区管理会条例 昭和34年3月30日条例第4号 改正 略
盛岡市東中野、東安庭、門財産区管理会条例	盛岡市東中野、東安庭、門財産区管理会条例
第1条 略 (設置及び組織)	第1条 略 (設置及び組織)
第2条 盛岡市東中野、東安庭、門財産区に盛岡市東中野、東安庭、門財産区管理会(以下「管理会」という。)を置く。	第2条 盛岡市東中野、東安庭、門財産区に盛岡市東中野、東安庭、門財産区管理会(以下「管理会」という。)を置く。
2 管理会は、盛岡市東中野、東安庭、門財産区管理委員(以下「委員」という。)7人をもつて組織する。 (委員の選任)	2 管理会は、盛岡市東中野、東安庭、門財産区管理委員(以下「委員」という。)7人をもつて組織する。 (委員の選任)
第3条 委員は、盛岡市東中野、東安庭、門財産区の区域内に3箇月以来住所を有する世帯主で盛岡市の議会の議員の被選挙権を有する者(以下「被選挙権を有する者」という。)のうちから、市長が議会の同意を得て選任する。	第3条 委員は、盛岡市東中野、東安庭、門財産区の区域内に3箇月以来住所を有する世帯主で盛岡市の議会の議員の被選挙権を有する者(以下「被選挙権を有する者」という。)のうちから、盛岡市長が議会の同意を得て選任する。
2 委員に欠員が生じたときは、市長は、議会の同意を得て補欠委員を選任することができる。この場合において、当該補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	
第4条から第10条まで 略 附 則 略 附 則(令和2年条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。	第4条から第10条まで 略 附 則 略